

	質問	回答
210	県営上和田団地の土地利用は市と関係ないものか。7～8階建てに建替えるという話を聞いたが。(南部)	土地は県が所有しているものだが、高度地区が決定されれば効力は及ぶ。25mの制限が決定した後の建替えであれば、25m以下の高さとなる。
211	説明では第一種と言っているのが、資料では第二種となっているがどういうことか。(南部)	用途地域は第一種住居地域で、そこに第二種高度地区を指定しようとしている。
212	岡崎刈谷線沿線は、高度地区では高い建物が建てられる地域なのか。(南部)	用途地域が準工業地域なので建てることができる。